

## 公証役場

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋公証人合同 役場	027-223-8277	〒371-0023 前橋市本町1-3-6
高崎公証人合同役 場	027-325-1574	〒370-0849 高崎市八島町20-1 武蔵屋ビル4階
桐生公証役場	0277-54-2168	〒376-0011 桐生市相生町2-376-13
伊勢崎公証役場	0270-24-3252	〒372-0014 伊勢崎市昭和町3919 伊勢崎商工会議所会館 3階
太田公証役場	0276-45-8469	〒373-0851 太田市飯田町1245-1 清水ビル1階
富岡公証役場	0274-64-1075	〒370-2316 富岡市富岡1477-1 富岡市水道会館1階

(注) 1. 公証人は、法務省の地方支分部局である法務局又は地方法務局に所属し、法務大臣が指定する所属法務局の管轄区域内に公証役場を設置して事務を行います。

公証人の職務は、原則としてこの公証役場として開設した事務所で行うことになっています。

ただし、病院や嘱託人の自宅で遺言公正証書を作成するときや、当然職務の内容が他の場所で行われる貸金庫の開披、土地・建物の形状などについての事実実検公正証書を作成する場合には公証役場以外で執務を行うこととなります。

2. 公証人は、自己が所属する法務局・地方法務局の管轄外で職務を行うことはできないことになっています。したがって、群馬県内にある公証役場の公証人は、群馬県内であれば出張できますが、県外には出張できません。もっとも、管轄区域外に居住する嘱託人が他の管轄地にある公証役場に赴いて公正証書を作成することは可能です。ですから、九州に住む嘱託人でも、北海道の公証役場に訪れてくれれば、当該公証役場の公証人が公証業務を行うことができることとなります。

なお、会社等法人設立のための定款の認証ですが、会社・法人の本店所在地を管轄する法務局・地方法務局の公証人でなければ取り扱うことができないことになっています。したがって、群馬県内の公証役場の公証人が定款認証できるのは、本店所在地が群馬県内にある法人についてのみということになります。